

# 外国における証拠の収集に関する米州条約と その追加議定書の仮訳

多 田 望

民事裁判における証拠に関する国際司法共助（国際民事証拠共助）<sup>1</sup>に関しては、ハーグ国際私法会議が作成した1954年の「民事訴訟手続に関するハーグ条約」（日本加盟）と1970年の「民事又は商事に関する外国における証拠収集に関するハーグ条約」が世界でよく知られており、日本でも研究が比較的進んでいる<sup>2</sup>。これらの他に、南北アメリカ大陸およびカリブ海諸国においては、古くから国際司法共助条約が米州の地域的ネットワークとして独自に発達してきており、注目される。その中で国際民事証拠共助に関して米州機構<sup>3</sup>（OAS）が作成した、1975年1月30日の「外国における証拠の収集に関する米州条約」<sup>4</sup>と、その証拠共助手続を強化・促進する1984年5月24日の「外国における証拠の収集に関する米州条約の追加議定書」<sup>5</sup>は、世界における既存の国際民事証拠共助に関する多国間条約システムの包括的研究の目的からは興味深いものである<sup>6</sup>。

本稿は、以上のような目的のもと作成された、「外国における証拠の収集に関する米州条約」および「外国における証拠の収集に関する米州条約の追加議定書」の日本語仮訳<sup>7</sup>である。ご批判とご助言を頂戴できれば、望外の幸せである。

---

1 国際民事証拠共助に関しては一般に、多田望『国際民事証拠共助法の研究』（大阪大学出版会、2000）参照。

2 ハーグの両条約については、多田・前注（1）51頁以下および99頁以下など参照。

3 米州機構について詳しくは、<http://www.oas.org/>を参照。

4 *Inter-American Convention on the Taking of Evidence Abroad, reprinted in 14 I. L. M. 328 (1975)*.

5 *Additional Protocol to the Inter-American Convention on the Taking of Evidence Abroad, reprinted in 24 I. L. M. 472 (1985)*.

6 多田望「米州証拠収集条約とその追加議定書について」熊本法学113号161頁（2008）参照。

7 条約および議定書ともに、英語のほか、フランス語、ポルトガル語およびスペイン語の正文があるが、本仮訳は英語条文を中心に作成した。なお、条文や加盟国、宣言・留保などの情報は、米州機構のホームページでも参照可能である（[http://www.oas.org/DIL/treaties\\_subject.htm](http://www.oas.org/DIL/treaties_subject.htm)）。

【翻 訳】

米州証拠収集条約・議定書の加盟国および宣言・留保の一覧表（2007年12月現在）

	米州証拠収集条約 <sup>1</sup>	条約に関する宣言 <sup>2</sup>	米州証拠収集条約議定書 <sup>1</sup>	議定書に関する宣言・留保	《参考》ハーグ証拠収集条約 <sup>1</sup>
アルゼンチン	1987/04/24		1992/11/28	9～13条の留保	1987/07/07 <sup>3</sup>
ボ リ ビ ア	署名のみ		署名のみ		
ブ ラ ジ ル	署名のみ		署名のみ	9～13、16条の留保	
チ           リ	1976/09/12	15条	署名のみ	11～13条の留保	
コロンビア	1991/12/01		署名のみ		
コスタリカ	1978/02/19				
ドミニカ共和国	1991/03/01		署名のみ		
エクアドル	1976/01/16		1996/03/29		
エルサルバドル	1980/09/10	10条2項			
グアテマラ	1980/01/16				
ホンジュラス	1979/04/21				
メキシコ	1978/04/26	8条	1992/11/28	7、10、16条に関する宣言	1989/09/25
ニカラグア	署名のみ		署名のみ		
パナマ	1976/01/16		署名のみ		
パラグアイ	1977/01/14		署名のみ		
ペル       ー	1977/09/24		署名のみ		
ウルグアイ	1977/05/25		署名のみ		
ベネズエラ	1985/06/15		1993/09/09	7、16条に関する宣言	1993/12/31
アメリカ合衆国					1972/10/07

\*1 下の年月日は、発効日である。

\*2 中央当局の指定に関する宣言は省略する。

\*3 アルゼンチンは、ハーグ民訴条約にも加盟している。

## 外国における証拠の収集に関する米州条約

米州機構の構成国政府は、外国における証拠の収集に関する条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

**第1条** この条約において、「exhortos」および「cartas rogatorias」は、スペイン語正文において同義である。英語正文における「letters rogatory」、仏語正文における「commissions rogatoires」、およびポルトガル語正文における「cartas rogatorias」は、「exhortos」および「cartas rogatorias」の双方を含む。

**第2条** 民事又は商事に関する裁判手続に関して、外国における証拠又は情報の収集のために発出される嘱託書であって、この条約の当事国の一の司法当局によって他の当事国の権限ある当局に対して向けられたものは、次のときには、当該嘱託書に明記された条件に従って実施されるものとする。

- 1 名あて国法の中に、嘱託されている手続を明文で禁止する規定がないとき。
- 2 関係当事者が、名あて国の当局の定めるところに従い、嘱託書の実施を担保するために必要な金銭その他の手段を提供するとき。

**第3条** ① 嘱託事項の実施に関して生ずる紛争は、名あて国の当局の管轄に属する。

② 名あて国の当局は、嘱託書の実施がその管轄に属せず、自国の他の当局の管轄に属すると認めるときは、職権により、適切な経路を通じて、事件の書類及び経緯を示す要約書を当該他の当局に転達する。

③ 嘱託書の実施にあたっては、名あて国の当局は、自国法の定める強制手段を適用することができる。

**第4条** 証拠又は情報の収集を要請する嘱託書には、要請を実施するために必要な次の情報を記載しなければならない。

- 1 収集を要請する証拠の目的に関する明瞭かつ正確な説明
- 2 嘱託書の根拠及び理由となる書類及び判断の写し、並びに、嘱託書の実施に必要と考えられる質問書及び書類
- 3 裁判手続の当事者の氏名及び住所、並びに、証人、鑑定人及びその他の関係者の氏名及び住所、並びに証拠の収集に必要なあらゆる情報
- 4 証拠の収集に必要なときは、裁判手続及びその原因となっている事実の概要
- 5 嘱託国の当局が証拠の収集のために特別な条件又は手続を求める場合は、その条件又は手続に関する明瞭かつ正確な説明。ただし、第2条第1号及び第6条に定める場合は、この限りでない。

【翻 訳】

第5条 証拠の収集に関する嘱託書は、名あて国の法及び手続規則に従って実施される。

第6条 名あて国の当局は、嘱託書を発出した当局の求めに応じて、嘱託された行為を実施する際に付加的な方式又は特別の手続に従うことを受け入れることができる。ただし、その手続又は方式の遵守が名あて国法に反し、又は不可能である場合はこの限りでない。

第7条 ① 嘱託書の実施に関する料金及びその他の費用は、関係当事者が負担するものとする。

② 名あて国は、その裁量により、料金及びその他の費用が発生したときにそれを負担すべき者を示していない嘱託書を実施することができる。要請者を法的に代理する権限を与えられた者の表示は、嘱託書又はその実施に関する書類において示すことができる。

③ 訴訟上の救助の宣言の効力は、名あて国法による。

第8条 嘱託書の実施は、嘱託書を発出した当局の裁判管轄権の終局的な承認又は当該当局がする判決の有効性を承認すること若しくはその執行をすることの約束を意味するものではない。

第9条 第2条第1号に従うことを条件として、名あて国の当局は、裁判手続の開始前における証拠の収集又はコモンロー国において知られている「文書の正式事実審理前ディスカヴァリ」を目的とする嘱託書の実施を拒否することができる。

第10条 ①嘱託書は、次に掲げる条件を満たす場合に、当事国において実施される。

1 この条約の第13条に該当する場合を除き、嘱託書が認証されていること。嘱託書は、権限のある領事官又は外交官によって認証されているときは、嘱託国において正しく認証されたものと推定される。

2 嘱託書及びその添付書類が、名あて国の公用語に正しく翻訳されていること。

② 当事国は、嘱託書の認証及び翻訳に関して自国法に定められている条件を、米州機構事務局に通告するものとする。

第11条 ①嘱託書は、司法経路、外交官若しくは領事官、又は適切な場合には、嘱託国若しくは名あて国の中央当局を通じて、送付先の当局に転達される。

② 各当事国は、嘱託書を受領しかつ転達する権限を有する中央当局を、米州機構事務局に通告するものとする。

第12条 嘱託書に従って名あて国において証拠を提出することを求められている者は、次に掲げる法に従い証拠提出の拒絶に係る障害事由、異議事由又は義務があることを主張する場合には、証拠の提出を拒むことができる。

1 名あて国法

2 嘱託国法。ただし、主張されている拒絶のための障害事由、異議事由又は義務が、嘱託書において明記されているか、又は、名あて国の裁判所の求めに応じて嘱託国の当局によって確認される場合に限る。

**第13条** 嘱託書が領事官若しくは外交官の経路又は中央当局を通じて送付又は返送される場合は、認証を要しない。

**第14条** ① この条約は、当事国によってすでに署名されているか又は将来において署名される二国間又は多国間の協定中の規定であって、外国における証拠の収集を求める嘱託書に関するものを制限し、又は当事国がこのような嘱託書に関するより好ましい慣行の継続を妨げるものではない。

② この条約は、他の条約において有効である領事官による証拠の収集に関する規定の適用を制限し、又はこのような証拠収集に関して受け入れられている慣行の継続を妨げるものではない。

**第15条** この条約の当事国は、刑事事件、労働事件及び「行政訴訟」事件、並びに仲裁及び特別な裁判所の裁判権に属するその他の事項に関して外国における証拠の収集を求める嘱託書の実施に、条約の適用を及ぼすことを宣言することができる。この宣言は、米州機構事務局に送付されるものとする。

**第16条** 名あて国は、その公けの秩序 (ordre public) に明らかに反する嘱託書の実施を拒むことができる。

**第17条** この条約は、米州機構の構成国による署名のため開放される。

**第18条** この条約は、批准されなければならない。批准書は、米州機構事務局に寄託される。

**第19条** この条約は、他のいかなる国による加入のため開放される。加入書は、米州機構事務局に寄託される。

**第20条** ① この条約は、2番目に寄託される批准書の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。

② 2番目に寄託される批准書の寄託の後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。

**第21条** ① この条約において扱われる事項に関して異なる法秩序が適用される二以上の地域を有する当事国は、署名、批准又は加入の時に、地域の全部又は一部につきこの条約を適用することを宣言することができる。

② その宣言は、この条約が適用される地域を明示的に指示するその後の宣言によって変更することができる。この事後的宣言は、米州機構事務局に送付され、それが受理された後30日目の日に効力を生ずる。

**第22条** この条約は、期限を定めずに効力を有するが、いずれの当事国もこの条約を廃棄することができる。廃棄書は、米州機構事務局に寄託されるものとする。廃棄書の寄託の後1年目の日に、この条約は廃棄を通告した国に関して効力を失うものとするが、その他の当事国に関してはこの条約は引き続き効力を有する。

**第23条** この条約の原文は、ひとしく正文である英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン

## 【翻 訳】

ン語により作成され、米州機構事務局に寄託されるものとする。事務局は、署名、批准書、加入書及び廃棄書の寄託、並びに、留保がある場合には留保を、米州機構の構成国及びこの条約に加入した国に通告する。事務局は、この条約の第10条及び第11条第2項が定める情報、並びに第15条及び第21条にいう宣言も転達する。

以上の証拠として、下名は、各々が属する政府より正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1975年1月30日にパナマ共和国パナマ市で、本書を作成した。

[下名省略]

## 外国における証拠の収集に関する米州間条約の追加議定書

米州機構の構成国政府は、外国における証拠の収集に関する米州間条約に定められた司法手続に関する国際協力を強化かつ促進することを希望して、次のとおり協定した。

### I. 中央当局

第1条 ① 各当事国は、証拠の収集に関する米州間条約（以下「条約」という。）及びこの議定書において定められた職務を遂行する中央当局を指定するものとする。この議定書の批准書又は加入書の寄託の時に、各当事国はその指定を米州機構事務局に通告するものとする。事務局は、受理した指定の一覧を条約の当事国に回付する。条約第11条に従って当事国によって指定された中央当局は、いつでもこれを変更することができる。当事国は、この変更をできる限り迅速に事務局に通告するものとする。

② 嘱託書に関する米州間条約の追加議定書の当事国は、二つの議定書に定められた目的のために同一の中央当局を指定しなければならない。

### II. 証拠の収集を要請する嘱託書の作成

第2条 ① 証拠の収集を要請する嘱託書は、この議定書の付属書の様式Aに従った様式に基づいて作成され、また、条約第4条にいう文書及びこの議定書の付属書の様式Bに従った様式がこれに添付されなければならない。

② 当事国が複数の公用語を有する場合、当事国は、この議定書の署名若しくは批准又はこれへの加入の時に、条約及びこの議定書のために公用語とみなされるいずれかの言語を宣言す

る。当事国が異なる言語を有する地域から構成されるときは、この議定書の署名若しくは批准又はこれへの加入の時に、条約及びこの議定書のためにそれぞれの地域において公用語とみなされるいずれかの言語を宣言する。米州機構事務局は、この宣言に定められた情報を条約及びこの議定書の当事国に送付する。

### III. 証拠の収集を囑託する囑託書の伝達及び送付処理

第3条 ① 他の当事国の中央当局から囑託書を受けた当事国の中央当局は、自国法に従った実施のために、適切な司法当局又はその他の裁判当局に囑託書を転達する。

② 囑託書を実施した司法当局又はその他の裁判当局は、自国法に従ったその実施又はそれを実施しない理由を説明し、自国の中央当局に関連書類とともにそれを転達する。名あて国の中央当局は、囑託書の実施又は囑託書の実施を妨げる理由を、付録の様式Bに従った様式（認証を要しない。）に基づいて囑託国の中央当局に対して証明する。さらに、名あて国の中央当局は、囑託書及び添付された書類を、囑託書を発出した司法当局又はその他の裁判当局への伝達のために囑託国の中央当局に返送する。

第4条 条約及びこの議定書に従った囑託書を実施するにあたって、名あて国の司法当局又はその他の裁判当局は、自国の裁判手続における強制手段の適用のために自国の法令に定められた要件が満たされる場合には、自国の法令に定められた適切な強制手段を適用するものとする。

第5条 囑託国の司法当局又はその他の裁判当局は、当事国の権限のある当局に転達される囑託書の実施の日時及び場所を通知するよう求めることができる。囑託書を実施する名あて国の司法当局又はその他の裁判当局は、求めに従い、その日時及び場所を囑託国の司法当局又はその他の裁判当局に通知しなければならない。当事者の法的な代理人又は弁護士は、囑託書の実施に立ち会うことができる。ただし、これらの者の関与は、名あて国法に従うものとする。

### IV. 料金及び費用

第6条 ① 名あて国の中央当局及び司法当局又はその他の裁判当局による囑託書の実施は、無料とする。しかしながら、名あて国は、証拠又は情報を求める当事者がこれらの役務に関して料金を直接に支払うべきことを自国法が定める場合には、当該当事者による支払いを請求することができる。

② 証拠又は情報を求める当事者は、その選択に従い、前項に規定する役務の料金に関して名あて国において責任を負う者を囑託書において選択して示すか、又は、この議定書第7条に明記された一定額であって、実施に係る役務の料金に足りる金額が記入された小切手、若しくはこの金額の金銭がその他の手段によって名あて国の中央当局に対して送金された旨を証する書類を囑託書に添付しなければならない。

## 【翻 訳】

- ③ 名あて国の司法当局又はその他の裁判当局は、実施に係る役務の料金が固定額を超えることを理由に嘱託書の実施を遅らせ、又は拒否してはならない。料金が固定額を超える場合、名あて国の中央当局は、実施された嘱託書を返送する時に、嘱託書の実施を要請する当事者に対して超過額の支払いを請求することができる。

第7条 ① 米州機構事務局へのこの議定書の批准書又は加入書の寄託の時に、各当事国は自国法に従い、証拠又は情報を求める当事者によって直接に支払われるべき適正な料金及び費用の明細を示す役務の表を添付しなければならない。さらに、当事国は、かかる役務（その数又は性質のいかんを問わない。）の料金として相当であると認める一定の金額をこの表において明記しなければならない。この金額は、証拠又は情報を求める当事者が名あて国における役務に対して支払いをすべき者を指名しなかったものの、この議定書の第6条に定められた方法により直接にこれらの費用を支払うことを認めている場合に、支払われるものとする。

- ② 米州機構事務局は、受理した情報をこの議定書の当事国に送付する。当事国は、前項に定める表に関する変更を、いつでも米州機構事務局に通知することができる。事務局は、この変更をこの議定書の他の当事国に通告するものとする。

第8条 当事国は、相互の保証がある場合には、証拠又は情報を求める当事者に対して嘱託書の実施に必要な役務に関して料金を一定の事項について請求しないこと、又は、第7条により明記した単一の金額若しくは別に定める一定額をかかかる役務の費用を支弁するのに足りる金額として受け入れることを、第7条に定める表において宣言することができる。

## V. 外交官又は領事官による証拠収集

第9条 ① 条約は、当事国の管轄区域において行為する外交官又は領事官が、その職務を遂行する当事国において証拠又は情報の収集をすることを妨げるものではない。ただし、外交官又は領事官は、これを行うにあたり強制手段を行使することはできない。

- ② 前項の規定にかかわらず、外交官又は領事官の派遣国の国民でない者から証拠又は情報が収集される場合は、第10条の規定が適用される。

第10条 ① 第9条第2項に定める場合においては、第12条の規定に従うことを条件として、当事国は、他の当事国の外交官又は領事官の権限を特定の事項に制限し、かつ、証拠又は情報の収集に関する条件（必要かつ適切とみなされる場合において、収集が行われるべき日時及び場所を含む。）を定めることができる。

- ② この条件に係る宣言は、この議定書の署名若しくは批准又はそれへの加入の時にされなければならない。

第11条 この議定書の第9条に定める場合においては、外交官又は領事官は、適切な経路を通

じて、自己が職務を行う当事国の法が定める適切な強制手段を用いることを、権限のある司法当局又はその他の裁判当局に求めることができる。司法当局又はその他の裁判当局は、自国の裁判手続における強制手段の適用のために法令に定められた要件が満たされていると認める場合は、強制手段を適用しなければならない。

第12条 ① この議定書の第9条に基づく証拠又は情報の収集は、嘱託国において効力を有する規則及び手続に従ってこれを行うことができる。ただし、条約第2条第1号の規定に抵触する場合はこの限りでない。条約第12条に定める証拠提出拒絶の事由は、証拠又は情報の収集に引き続き適用される。

② この議定書の第9条に定める場合においては、証拠又は情報の収集がされる者は弁護士、並びに適切な場合には通訳及び自己が信頼する者の補助を得ることができる。

第13条 証拠収集の対象となる者の拒否によりこの議定書の第9条に従った証拠又は情報の収集ができなかったという事実は、この議定書の第1章から第4章に従って同一の証拠又は情報の収集を嘱託することを妨げるものではない。

## VI. 一般規定

第14条 当事国は、この議定書の署名、批准又は加入の時に、証拠又は情報の収集を求める嘱託書の作成及び実施に関する規則を、条約第15条に定める刑事又はその他の事項にも適用することを宣言することができる。

第15条 名あて国の司法当局又はその他の裁判当局は、条約第6条によって特別な手続に従うことを求める嘱託を受けるものとする。ただし、名あて国がその手続に従うことができない場合、又は名あて国の法令の基本原則若しくは強行規定と相容れない場合は、この限りでない。

第16条 ① この議定書の当事国は、次に掲げる要件が満たされる場合には、文書の閲覧及び複写を求める嘱託書を実施する。

- a. 裁判手続が開始されていること。
- b. 文書が日時、内容又はその他の適切な情報によって相当に特定されていること。
- c. 求められている文書が、文書を求められている者によって所持、支配若しくは管理されているか若しくはされていたこと又はこの者に知られていたことを、文書を求めている当事者が合理的に信ずる理由となった事実及び事情を嘱託書が明確に定めていること。

② 文書が求められている者は、求められている文書を自己が所持、支配若しくは管理していることを適切な場合には否認し、又は、条約の規則に従って、文書の閲覧及び複写に異議を唱えることができる。

③ この議定書の署名、批准又は加入の時に、国は、求められている証拠又は情報と係属する裁判手続の間の関連性が嘱託書によって明らかにされている場合に限り、この条が適用され

## 【翻 訳】

る囑託書を実施することを宣言することができる。

第17条 この議定書の規定は、外国における証拠の収集に関する米州条約の規定を補完するように解釈されなければならない。

## VII. 最終規定

第18条 ① この議定書は、1975年1月30日にパナマで署名された外国における証拠の収集に関する米州条約に署名、これを批准若しくはこれに加入した米州機構の構成国による署名及び批准又は加入のため開放される。

② この議定書は、この条に定める条件に基づいて外国における証拠の収集に関する米州条約に加入する又は加入したその他の国による加入のために開放しておく。

③ 批准書及び加入書は、米州機構事務局に寄託される。

第19条 各国は、署名、批准又は加入の時に、この議定書に対する留保をすることができる。ただし、各留保は、一又は二以上の特定の規定に関するものでなければならない。

第20条 ① この議定書は、条約の二当事国がこの議定書の批准書又は加入書を寄託した後30日目の日に効力を生ずる。

② この議定書が効力を生じた後にこの議定書を批准し又はこれに加入する国（条約の当事国に限る。）については、この議定書は、その批准書又は加入書の寄託の後30日目の日に効力を生ずる。

第21条 ① この議定書において扱われる事項に関して異なる法秩序が適用される二以上の地域を有する当事国は、署名、批准又は加入の時に、地域の全部又は一部につきこの条約を適用することを宣言することができる。

② 前項の宣言は、この議定書が適用される地域を明示的に指示するその後の宣言によって変更することができる。この事後的宣言は、米州機構事務局に送付され、それが受理された後30日目の日に効力を生ずる。

第22条 この議定書は、期限を定めずに効力を有するが、いずれの当事国もこの条約を廃棄することができる。廃棄書は、米州機構事務局に寄託されるものとする。廃棄書の寄託の後1年目の日に、この議定書は廃棄を通告した国に関して効力を失うものとするが、その他の当事国に関してはこの議定書は引き続き効力を有する。

第23条 この議定書及びその付属書（様式A及びB）の原文は、ひとしく正文である英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語により作成され、米州機構事務局に寄託されるものとする。事務局は、国際連合憲章第102条に従い、国際連合の事務局にこの議定書の正当な写しを送付する。米州機構事務局は、署名、批准書、加入書及び廃棄書の寄託、並びに、留保がある場合には留保を、米州機構の構成国及びこの議定書に加入した国に通告する。事務局は、この議定書の第1条、第2

条第2項, 第7条にいう情報, 並びに第8条, 第10条, 第14条, 第16条及び第21条に従った宣言もこれらの国に転達する。

以上の証拠として, 下名は, 各々が属する政府より正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1984年5月24日にボリビア共和国ラパスで, 本書を作成した。

[下名省略]

外国における証拠の収集に関する米州条約の追加議定書の付属書

様 式 A

外国における証拠又は情報の収集を求める嘱託書 (注 1)

1 嘱託の司法当局又はその他の裁判当局 名称 所在地	2 事件： 事件番号：
3 嘱託国の中央当局 名称 所在地	4 名あて国の中央当局 (注2) 名称 所在地 国
5 要請を求める当事者 氏名 住所	6 要請を求める当事者の嘱託国における訴訟代理人 氏名 住所
7 嘱託書に関して行為する者として指名された者 1. 受託国の司法当局又はその他の裁判当局において、要請を求める当事者を代理する者として指名された訴訟代理人 氏名 住所 2. 要請を求める当事者に代わって方式を実施するために指名された者 氏名 住所 3. 料金及び費用を支払う者として指名された者 氏名 住所 指名がない場合、次の支払いに関する文書を添付すること *小切手 額面 _____ *領収書 _____ *その他の支払証明書 _____	

(注 1) この様式の原本及び写し 1 通を既知の情報により作成すること。

(注 2) 国のみを記入すること。名あて国の中央当局の名称及び住所は、嘱託国の中央当局が記入すること。

\*印の文言は、不要な場合には抹消すること。

あて先： \_\_\_\_\_ 国の中央当局 御中

下名の中央当局は、外国における証拠の収集に関する米州条約及びその追加議定書の規定に従い、下記のと通りの嘱託書を貴殿に送付し、その実施を要請致します。

\_\_\_\_\_  
嘱託国の中央当局の署名及び押印

この嘱託書に署名した司法当局又はその他の裁判当局は、 \_\_\_\_\_ におけ  
(国、都市)

る証拠の収集を管轄する司法当局又はその他の裁判当局の協力を要請致し、また、証拠の収集に関する米州条約及びその追加議定書に従い、この様式の第1頁の2に記載されている民事、商事又は \_\_\_\_\_  
\*の裁判手続上の準備又は判断に必要な下記の証拠又は情報の収集を、要請致します。条約第4条及び追加議定書によって求められる文書の写し2通を、この嘱託書に添付致します。

1. 手続の当事者 (条約第4条第3項)

a. 原告

氏名 \_\_\_\_\_

訴訟代理人 \_\_\_\_\_

訴訟代理人の住所 \_\_\_\_\_

b. 被告

氏名 \_\_\_\_\_

訴訟代理人 \_\_\_\_\_

訴訟代理人の住所 \_\_\_\_\_

c. その他の当事者

氏名 \_\_\_\_\_

訴訟代理人 \_\_\_\_\_

訴訟代理人の住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\*追加議定書第14条の適用がある場合、条約第15条に定める刑事又はその他の事件に関する裁判手続か否かを記すこと。

【翻 訳】

2. 収集されるべき証拠の目的に関する明瞭かつ正確な説明 (条約第4条第1号)

a. 囑託されている証拠又は情報の種類 (証人尋問、書証など)

\_\_\_\_\_

b. 裁判手続の種類 (契約、不法行為、相続など)

\_\_\_\_\_

c. 証拠又は情報と係属する裁判手続との間の関係 (明確に記載すること)

\_\_\_\_\_

3. 必要な場合には、裁判手続の現状及び裁判手続の原因となっている事実の概要 (条約第4条第4号)  
(必要でない場合は、「不要」と記載すること)

\_\_\_\_\_

4. 囑託国の当局が証拠の収集のために特別な条件又は手続を求める場合は、従われるべき基本的かつ付加的な方式及び手続、特別の要件又は手続に関する明瞭かつ正確な説明 (条約第4条第5号及び追加議定書第15条) (証拠が収集されるべき方式 (口頭によるか又は書面によるか、逐語的か要約的かなど) を説明すること)

\_\_\_\_\_

5. 証拠が収集されるべき者及びこの者が証拠を提供する資格

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

資格 \_\_\_\_\_

(当事者、証人、鑑定人など)

6. 質問事項の一覧を付録として添付し、かつ、応答すべき者を表示するか、又は、証拠が収集される時に、質問が寄せられることを記載すること。

証拠が収集される者に呈示されるべき文書又は物を添付すること。

条約第12条第2号により、証拠を提供する者によって主張され得る拒絶事由に関する (法令上の) 規定の写しを添付すること。

7. 検証されるべき文書若しくはその他の物又は収集されるべき情報（文書又は物は、閲覧、複写又は評価などのいずれの対象とされるべきかを記すこと）

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

8. 証拠が宣誓又は確認のもとで収集されるべきか否かを記すこと

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

求められている方法によっては証拠を収集できない場合には、受託国の法によって定められている方法で証拠が収集されるべきか否かを記すこと。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

9. 証拠が特定の場所において収集されるべきか否か、また、特定の場所において収集される場合、その場所を明記すること。

場所の表示 \_\_\_\_\_

10. 嘱託の司法当局又はその他の裁判当局が、証拠が収集される日時及び場所の通知を希望するか否かを明記すること。希望する場合には、通知されるべき場所を指示すること（追加議定書第5条）。

場所の表示 \_\_\_\_\_

11. 日時及び場所の通知が他の者にされるべきか否かを明記すること。通知がされるべき場合には、その者の情報を提供すること。

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

12. 嘱託の司法当局又はその他の裁判当局が嘱託書に対する回答の返送を求める期日を明記すること。

日付 \_\_\_\_\_

返送日を設ける理由 \_\_\_\_\_

作成地 \_\_\_\_\_

作成年月日 19\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_  
嘱託国の司法当局又はその他の  
裁判当局の署名及び押印

外国における証拠の収集に関する米州条約の追加議定書の付属書

様 式 B

証拠の収集を求める囑託書の実施証明書 (注1)

宛て先：中央当局 御中 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(囑託国の中央当局の名称及び所在地)

1984年5月24日にボリビア国ラパスで署名された外国における証拠の収集に関する米州条約の追加議定書及び添付された囑託書の原本に従い、下名の中央当局は、次の通り証明申し上げます。

\*A. 囑託書において求められている証拠(裏面参照)が、次の通り収集されたこと。

日付 \_\_\_\_\_

証拠を提出した者の氏名 \_\_\_\_\_

証拠が収集された場所 \_\_\_\_\_

条約によって認められた次の方法の一によること。

\* (1) 受託国の法及び手続規則

\* (2) 次に記す条件、追加的な方式又は特別の手続

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\*B. 求められている情報が収集されたこと。

日付 \_\_\_\_\_

情報が収集された場所 \_\_\_\_\_

C. 付属されているもの

\* (a) 証言(逐語的又は要約的な記録)又は収集された情報の真正な写し

\* (b) 要請された者が任意に要請に従った場合は、要請の結果として確保された文書。その者が任意に従わなかった場合は、その写し

\* (c) その他 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(注1) この様式に記入し、写し1通を作成すること。

\*印の文言は、不要な場合には抹消すること。

\*D. 議定書に従い、証拠又は情報を求める当事者は、添付された説明書に記された金額を超過する料金を支払うことを求められる。

\*E. 求められている証拠又は情報が、次の理由により収集されなかったこと。

---

---

---

作成地 \_\_\_\_\_

作成年月日 19\_\_年\_\_月\_\_日

\_\_\_\_\_  
名あて国の中央当局の署名及び押印

\*印の文言は、不要な場合には抹消すること。